

事 務 連 絡

平成24年4月5日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらしのシメコナゾール)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取り扱いについて、平成23年12月27日付け食安輸発1227第1号により通知したところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、韓国産青とうがらし及びその加工品(別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。)については、シメコナゾールに係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)平成24年4月4日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

財団法人 食品環境検査協会